

簡易株式交換公告及び基準日設定公告

平成23年10月26日

株主各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIホールディングス株式会社
代表取締役 執行役員CEO 北尾 吉孝

当社は、平成23年10月26日開催の取締役会において、平成24年2月1日を効力発生日として、SBIネットシステムズ株式会社（住所：東京都新宿区市谷本村町1番1号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので公告します。この株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

また、この株式交換に係る株式買取請求権を行使することができる株主を確定するため、平成23年11月11日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、上記株式買取請求権を行使することができる株主といたします。

以 上